



調停で解決を！

調停制度とは??

裁判と異なり、裁判官と調停委員が**双方の言い分を丁寧に聞いた上で**、お互いの話し合いを手助けします。当事者の合意による解決が基本で、その結果には**法的な強制力**があります。

調停のメリットとは??

- 手数料は安く、手続も簡単
- 非公開ですのでプライバシーが守られます
- 比較的短期間で解決がはかれます
- 相手と直接交渉しなくても済みます

民事調停の例

土地・建物・部屋のもめごと
交通事故、自転車事故
近隣トラブル
建築紛争
給料・退職金
パワハラ、セクハラ
債務過払い問題
請負・売買代金 など



家事調停の例

夫婦関係
親権・面会交流
財産分与・年金分割
養育費・生活費
相続・親族間の争い
認知・親子関係
慰謝料
男女間の問題 など



ほかにも様々な問題を話し合うことができます。
詳しくは簡易裁判所、家庭裁判所へお問い合わせください。
裁判所ウェブサイトも参考に。

調停委員は、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から、最高裁判所によって選ばれています。

